

## 宗像市体育指導委員名簿（案）

任期：平成21年5月1日～平成23年4月30日

NO	氏名	選出区分	所属
1	野村 昭二	コミュニティ推薦	吉武地区
2	出光 莞爾	コミュニティ推薦	赤間地区
3	荒木 福代	コミュニティ推薦	赤間西地区
4	富山 善範	コミュニティ推薦	自由ヶ丘地区
5	塚原 美範	コミュニティ推薦	河東地区
6	許斐 智恵美（新任）	コミュニティ推薦	南郷地区
7	七田 龍彦	コミュニティ推薦	東郷地区
8	川内 修	コミュニティ推薦	日の里地区
9	吉田 虎毅	コミュニティ推薦	田島地区
10	小並 範義	コミュニティ推薦	神湊地区
11	岩永 増寛	コミュニティ推薦	池野地区
12	阿部 真理子	コミュニティ推薦	岬地区
13	真鍋 信博	コミュニティ推薦	大島地区
14	中島 雅江	市推薦	体育協会
15	石松 幸子	市推薦	レクリエーション協会
16	大江 正徳	市推薦	小中校長会
17	入江 明人	市推薦	総合型地域スポーツクラブモデル地区
18	楠本 ミキ	市推薦	総合型地域スポーツクラブモデル地区
19	吉田 益美	市推薦	知識経験者
20	廣渡 峰雄	市推薦	知識経験者

※旧委員：天野 隆史（南郷地区）

※新任委員の任期：平成22年9月1日～平成23年4月30日

※網掛けは新任

スポーツ振興法（一部抜粋）

第3章 スポーツ振興審議会及び体育指導委員

（体育指導委員）

第19条 市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。

2 体育指導委員は、教育委員会規則の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行うものとする。

3 体育指導委員は、非常勤とする。

○宗像市体育指導委員に関する規則

平成15年4月1日  
教育委員会規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第19条第2項の規定に基づき体育指導委員(以下「委員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員は、市民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について次の職務を行う。

- (1) 市民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (5) 市民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツの振興のための指導及び助言を行うこと。

2 前項の規定により委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(定数)

第3条 委員の定数は、20人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 宗像市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、特別の事由があるときは、在任期間中においても委員を解職することができる。

3 委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するにあたって、法令、条例、教育委員会の定める規則等に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。